

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。沖縄公庫は、同感染症の発生により影響を受けた事業者の皆様からの融資やご返済に関するご相談に、沖縄における政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

1. これまでの対応について

- 1月27日（月）に「新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口」を開設しました。新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた事業者の皆様からの融資やご返済に関するご相談をお受けしております。
- 2月14日（金）に、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第1弾）により、「経営環境変化対応資金」の要件を緩和しました（売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる事業者も対象となりました）。

同じく、2月21日（金）から、旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方の経営安定を図るため、「衛生環境激変特別貸付」を実施しています。

【経営環境変化対応資金】

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
融資限度額	4,800万円	5,700万円 (運転資金のみ)	7億2,000万円
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している方又は <u>来すおそれのある方</u> で、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 15年以内（3年以内） 運転資金 8年以内（3年以内）		

【衛生環境激変特別貸付】（生活衛生資金）

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 (1)最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2)中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金の使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	別枠1,000万円（旅館業を営む方は、別枠3,000万円）
融資期間 (うち据置期間)	7年以内（2年以内）
取扱期間	令和2年8月31日（月）まで

- 職員の健康管理と政策金融機能の持続的な発揮を確保するため、2月20日（木）に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。
- 新型コロナウイルス感染症が沖縄の景況に及ぼす影響について、県内企業を対象に特別アンケート調査を実施しました（集計結果については令和2年4月公表予定）。
- 2月29日から3月8日までの土曜日と日曜日に、中小企業・小規模事業者、農林漁業者の皆様を対象に、休日電話相談を実施しました。なお、来る3月14日及び15日につきましても休日電話相談を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた事業者の皆様からのご相談状況は次のとおりです。

期 間	件 数	
	1月27日～3月12日	融資に関するご相談
ご返済に関するご相談		88件

融資に関するご相談の業種別件数は次のとおりです。

宿泊・飲食サービス業 167件、卸・小売業 62件、生活関連・娯楽業 49件、
不動産業・物品賃貸業 27件、製造業 22件、その他 106件

- 3月11日（水）から3月31日（火）の平日において、本店及び各支店の窓口営業時間を延長します（9時～17時（支店は16時）を9時～18時）。
- 商工会・商工会議所、生活衛生同業組合や沖縄県、各市町村（助言業務協定締結22先等）と情報交換を行うなど、一層の連携に努めています。

2. 融資制度の創設・拡充について

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）により、別紙1及び別紙2のとおり融資制度を創設・拡充します。

なお、適用日前であってもご相談をお受けいたします。

【記事に関するお問い合わせ先】

業務統括部業務企画課 TEL 098 (941) 1740

農林漁業者等関連

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）により、農林漁業者等の皆様を対象に3月13日付で、農林漁業セーフティネット資金等の特例措置の取扱いを開始します。

【農林漁業者等共通の特例措置】（農林漁業資金）

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
特例措置内容	<p>① 貸付金用途の追加 新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあることを追加</p> <p>② 融資限度額の引き上げ（括弧内は従前の取扱い） 一般：1,200万円（600万円） 特認 ※：年間経費等の12分の12（同12分の6） ※ 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。</p>

【対象者別特例措置】（農林漁業資金）

対象者	農業者等向け	漁業者向け	林業者向け
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響より経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方		
対象資金	<p>① 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（※）</p> <p>③ 経営体育成強化資金（※）</p> <p>※ 負債整理関係資金を除く</p>	農林漁業セーフティネット資金	
具体的な措置内容	<p>① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。</p>		<p>① 金利負担軽減措置 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります。</p>
	<p>② 実質無担保措置 実質無担保となります（担保は融資対象物件に限ります。）。</p>		

中小企業・小規模事業者関連

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）により、中小企業、小規模事業者の皆様を対象に3月17日付で、以下の貸付制度の創設、拡充を行います。

なお、令和2年1月27日（新型コロナウイルス関連肺炎特別相談窓口開設日）以降にご利用いただいている方におかれましては、一定の要件に該当すれば、融資後であっても融資時に遡って「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資条件を適用することができます。

【中小企業、小規模事業者向け】（中小企業資金・生業資金・生活衛生資金）

対象資金	【創設】 新型コロナウイルス感染症特別貸付	
	中小企業資金	生業資金・生活衛生資金
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、一定の要件（※）に該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （※）最近1ヵ月の売上高が一定程度（5%以上）減少等	
融資限度額	別枠 3億円（組合は別枠 9億円）	別枠 6,000万円
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）	
金利 （注1）	（1億円以内の部分）（注2） 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率	（3,000万円以内の部分）（注2） 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率
	（1億円を超える部分） 基準利率	（3,000万円を超える部分） 基準利率
担保	無担保	

（注1）基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（ご返済期間に応じた所定の利率）が適用されます。

（注2）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

【小規模事業者向け】（生業資金・生活衛生資金）

対象資金	【拡充】 マル経資金（小規模事業者経営改善資金） 沖経資金（沖縄雇用・経営基盤強化資金） 衛経資金（生活衛生関係営業経営改善資金）
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヵ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者等
融資限度額	別枠 1,000万円
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：10年以内（4年以内） 運転資金：7年以内（3年以内）
金利	当初3年間は経営改善利率（経営基盤強化利率）-0.9% 3年経過後は経営改善利率（経営基盤強化利率）